条第二項第四号及び第十号の基準に係る部分に限る。）、第二号、第四号及び第五号、第五項第四号、第六項、第八号及び第十号、第六項、第八項並びに第九項、第百七十二条第四項、第五項及び第七項、第百八十三条第一項第一号ロ、第百九十三条第一項第一号ロ、第百九十五条第三項第二号、第百九十七条第六項第三号、第百九十九条第三項第五号、第二百一条第一項第三号、第二百二条第一項第三号、第二百三条第三項第一号及び第三号、第二百四条第一項第三号及び第四号並びに第七項第一号及び第二号、第二百六条第一項第三号及び第三項第四号、第二百七条第三項第七号、第二百九条第一項第三号、第二百十条第三項第三号から第五号まで、第二百十二条第一項第四号、第二百十三条第一項第二号、第二百十四条第三項第五号、第二百十五条第一項第三号、第三項並びに第四項第三号及び第七号から第十号まで、第二百十七条第一項及び第三項第一号、第二百十八条第二項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十二項、第二百二十四条第一項第二号ハ、第二百二十四条の二第一項、第二百三十三条第一項各号列記以外の部分、第二項第二号及び第四項第一号並びに第二百三十七条第一項第五号の規定

三～十一　（略）

第二条　保安基準第五十六条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。

一　保安基準第八条第三項及び第四項、第十五条第二項、第十八条第一項第二号、第二項及び第三項、第十八条の二、第二十条第四項から第六項まで、第二十二条第三項及び第四項、第二十二条の三、第二十二条の四、第二十五条第一項及び第四項、第二十六条、第二十九条第二項、第三十条、第三十二条第十項及び第十二項、第三十八条の二、第四十条第一項、第四十一条の三第一項、第四十三条の六、第四十三条の九、第四十三条の十、第四十三条の十一、第四十三条の十二、第四十四条第六項、第四十四条の二、第四十八条の二並びに第四十八条の三の規定

二　細目告示第十五条第二項、第三項、第四項、第五項第五号及び第九号から第十一号まで、第七項並びに第八項、第十六条第二項、第二十条第三項第一号及び第五号、第五項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則（車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則をいう。以下同じ。）第110号の規則18．1．8．に係る部分に限る。）並びに第六項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則第110号の規則18．1．8．に係る部分に限る。）、第四十一条第六項第一号、第四十八条第一項、第二項及び第四項、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第二項、第五十三条第二項、第五十四条第二項、第五十六条第一項及び第二項、第五十八条第二項、第五十九条第一項及び第三項、第六十八条第一項（車室内後写鏡の衝撃緩和に関する部分に限る。）、第六十九条第二項第二号、第九十三条第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号、第十号（警報装置に関する部分に限る。）及び第十一号（警報装置に関する部分に限る。）、第八項並びに第九項、第九十四条第二項、第九十八条第三項第一号及び第五号、第六項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則第110号の規則18．1．8．に係る部分に限る。）、第百十九条第六項第一号、第百二十六条第一項第三号及び第四号、第三項第五号から第八号まで並びに第七項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則第110号の規則18．1．8．に係る部分に限る。）並びに第七項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則第110号の規則18．1．8．に係る部分に限る。）、第二号、第四号及び第五号、第五項第四号、第八号及び第十号、第六項、第八項並びに第九項、第百七十二条第四項、第五項及び第七項、第百八十三条第一項第一号ロ、第百九十五条第三項第二号、第百九十七条第六項第三号、第百九十九条第三項第五号、第二百一条第一項第三号、第二百二条第一項第三号、第二百三条第三項第一号及び第三号、第二百四条第一項第三号及び第四号並びに第七項第一号及び第二号、第二百六条第一項第三号及び第三項第四号、第二百七条第三項第七号、第二百九条第一項第三号、第二百十条第三項第三号から第五号まで、第二百十二条第一項第四号、第二百十三条第一項第二号、第二百十四条第三項第五号、第二百十五条第一項第三号、第三項並びに第四項第三号及び第七号から第十号まで、第二百十七条第一項及び第三項第一号、第二百十八条第二項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十二項、第二百二十四条の二第一項、第二百三十三条第一項各号列記以外の部分、第二項第二号及び第四項第一号並びに第二百三十七条第一項第五号の規定

三～十一　（略）

第二条　保安基準第五十六条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。

一　保安基準第八条第三項及び第四項、第十五条第二項、第十八条第一項第二号、第二項及び第三項、第十八条の二、第二十条第四項から第六項まで、第二十二条第三項及び第四項、第二十二条の三、第二十二条の四、第二十五条第一項及び第四項、第二十六条、第二十九条第二項、第三十条、第三十二条第十一項、第三十八条の二、第四十条第一項、第四十一条の三第一項、第四十三条の六、第四十三条の九、第四十三条の十、第四十三条の十一、第四十三条の十二、第四十四条第五項、第四十四条の二並びに第四十八条の三の規定

二　細目告示第十五条第二項、第三項、第四項、第五項第五号及び第九号から第十一号まで、第七項並びに第八項、第十六条第二項、第二十条第三項第一号及び第五号、第五項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則（車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則をいう。以下同じ。）第110号の規則18．1．8．に係る部分に限る。）並びに第六項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則第110号の規則18．1．8．に係る部分に限る。）、第四十一条第六項第一号、第四十八条第一項、第二項及び第四項、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第二項、第五十三条第二項、第五十四条第二項、第五十六条第一項及び第二項、第五十八条第二項、第五十九条第一項及び第三項、第六十八条第一項第三号、第六十九条第二項第二号、第九十三条第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号、第十号（警報装置に関する部分に限る。）及び第十一号（警報装置に関する部分に限る。）、第八項並びに第九項、第九十四条第二項、第九十八条第三項第一号及び第五号、第六項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則第110号の規則18．1．8．に係る部分に限る。）並びに第七項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則第110号の規則18．1．8．に係る部分に限る。）、第三項第五号から第八号まで並び